が低下する可能性があること。

m)　逆に、上記の措置を実施しないことにより、能動業務のコストが増大して業務機能が低下する可能性があること。

以下を認め、

a)　能動宇宙業務の局によって生ずる不要発射は、RAS の局に対して容認できない混信を生じさせる可能性があること。

b)　宇宙局の送信機による不要発射の一部は、慎重な設計方式及び適切な試験手順によって制御できるが、制御不能若しくは予測不能な物理的メカニズム又はその両方によって生ずる狭帯域のスプリアス発射のような他の不要発射は、宇宙機の打上げ後に限り検出可能であること。

c)　打上げ前の不要発射のレベルの評価には、不確実性が存在すること。

d)　能動宇宙業務と RAS との間の両立性を実現するためには、負担の公平な分担を確保することが必要であること。

e)　第１附属書における値の遵守において困難が生じた場合には、当該困難を解決するために協議手続を用いることが可能であること。

以下を決議し、

1　主管庁は、第１附属書における周波数帯で運用する設計中及び製造された宇宙局又は衛星システムが当該附属書で特定した対応周波数帯で運用している電波天文局に対して、当該附属書に示す値を遵守することを確実にするため、あらゆる合理的な措置を執ること。

2　打上げが決定される前の製造段階で、あらゆる合理的手段を検討した後に、宇宙局又は衛星システムによる不要発射が第１附属書に示す値を遵守できないことが判定した場合には、宇宙局又は衛星システムを通告した主管庁は、決議事項１が履行されたことを確認するために、可能な限り速やかに電波天文局を運用する主管庁と連絡を取り、関係主管庁は相互に容認できる解決策を得ることを目的としてあらゆる実行可能な措置を特定するために協議手続を開始すること。

3　宇宙局の打上げ後に、予期せぬ状況により、宇宙局又は衛星システムが第１附属書に示す不要発射の値を当該電波天文局に対して遵守していないことを電波天文局を運用する主管庁が測定した場合は、それを宇宙局又は衛星システムを通告した主管庁に対して連絡し、宇宙局又は衛星システムを通告した主管庁が決議事項１が履行されているかを確認するように伝えるとともに、関係主管庁は、相互に容認できる解決策を得ることを目的としてさらなる措置を特定するために協議手続を開始すること。

4　決議事項１、２及び３の適用が考慮される電波天文局は、第１附属書に特定する周波数帯で運用する局であって、かつ、この決議が適用される宇宙局又は衛星システムの事前公表情報の受領日よりも前に通告している局であること。

5　上記決議事項１から４までの適用が考慮される宇宙局又は衛星システムは、第１附属書の表に掲げる宇宙業務の周波数帯で運用するよう設計された局であって、かつ、この表を作成した会議の最終文書の効力が発生した後に事前公表情報（API）が無線通信局に受領された局であること。

6　決議事項１、２及び３における協議手続の目的は、ITU-R 報告 SM.2091 及び関係主管庁が関係があると判断したその他の ITU-R 勧告を指針として用いることで、相互に容認できる解決策を得ることであること。

7　無線通信局は、この決議について、第９条又は第 11 条の規定に基づくいかなる審査も調査も行わないものとすること。

以下を主管庁に要請する。

1　第１附属書に特定した不要発射の閾値について、いかなる電波天文局に対しても超えないようにする目的で、１つ以上の宇宙業務に分配された周波数帯で運用予定の宇宙局による不要発射を最小限に抑えることを確実とするため、設計段階より、適当かつ実行可能なあらゆる措置を執ること。

2　電波天文局の感度に対する干渉を最小限に抑えるために、設計段階より実行可能なあらゆる措置を執ること。また、干渉低減措置を実施する必要性を考慮すること。

決議第739の第１附属書（WRC-15、改）　不要発射の閾値

静止衛星の宇宙局に適用される不要発射の閾値は、電波天文局が提示する参照帯域幅内の電力束密度（pfd）の値で表1-1に示されている。

表 1-1 の、第４列、第６列及び第８列に示した不要発射の閾値（隣接する列に記載した参照帯域幅に関連）は、第３列に記載した周波数帯で運用する電波天文局に対して、第２列に記載した周波数帯で運用する静止衛星の宇宙局が遵守するべきものとする。

非静止衛星システムの宇宙局に適用される不要発射の閾値は、参照帯域幅内で考慮すべき電波天文局から可視となる全ての非静止衛星システムの宇宙局から算出した等価電力束密度（epfd）の値で表 1-2 に示されており、全天にわたって所定の時間率の間、この値を超えてはならない。

表 1-2 の第４列、第６列及び第８列に示した epfd の値（隣接する列に記載した参照帯域幅に関連）は、第３列に記載した周波数帯で運用する電波天文局に対して、第２列に記載する周波数帯で運用する全ての非静止衛星システムの宇宙局によって遵守するべきものとする。所定の電波天文局に対する epfd の値は、ITU-R 勧告 RA.1631-0 に示されているアンテナパターン及び RAS の最大アンテナ利得を使用して評価される。epfd の計算に関する指針は、ITU-R 勧告 S.1586 及び M.1583 に記述されている。epfd の計算において考慮する電波天文局の仰角は、電波望遠鏡の最小仰角θ_{min}よりも大きいものである。そのような情報がない場合には、5° の値を用いる。epfd のレベルを超えてはならない時間率は、表 1-2 の注(1)に記載する。

ITU-R 報告 SM.2091 の幾つかの節では、電波天文の周波数帯において、特定の衛星システムが設計上超過することのない不要発射の水準を示している。